

《平成29年度平塚市立幼稚園保育料（月額）》

- ・ ここでいう市民税所得割額とは、調整控除以外の税額控除を適用する前の額を指します。
- ・ 月途中での入退園をした場合は、入退園の日に応じて保育料を日割り計算します。

(表1)

世帯区分	園児が第何子であるかにかかわらず
A 生活保護世帯	0円

(表2)

世帯区分	きょうだいの中で 第1子となる園児	きょうだいの中で 第2子となる園児	きょうだいの中で 第3子となる園児
B 市民税非課税世帯等	2,200円 ひとり親世帯等は0円	0円 ひとり親世帯等は0円	0円
C 市民税均等割額のみ 課税世帯	3,000円 ひとり親世帯等は0円	0円 ひとり親世帯等は0円	0円
D 市民税所得割額 77,100円以下の世帯	8,200円 ひとり親世帯等は2,200円	4,100円 ひとり親世帯等は0円	0円

※ ここでいう「きょうだい」とは、同一生計である園児保護者の子などを指します。

(表3)

世帯区分	<u>小学校3年生までの きょうだいの中で 第1子となる園児</u>	<u>小学校3年生までの きょうだいの中で 第2子となる園児</u>	<u>小学校3年生までの きょうだいの中で 第3子となる園児</u>
E 市民税所得割額 77,101円以上 211,200円以下の世帯	17,400円	8,700円	0円
F 上記以外の世帯	25,700円	12,850円	0円

※ ここでいう「小学校3年生までのきょうだい」とは、同一生計である園児保護者の子のうち、小学校1年生から3年生までの就学年齢である児童及び小学校4年生以上の年齢であっても小学校1年生から3年生までとして就学している児童、又は、就学年齢以上である者及び幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部、又は、児童発達支援若しくは、医療型児童発達支援、特例保育又は家庭的保育事業等を利用している幼児を指します。